

令和4年度

大山崎町一般会計予算書

第 1 2 号議案

令和 4 年度大山崎町一般会計予算

令和 4 年度大山崎町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 1 7 4, 7 9 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日 提 出

大山崎町長 前川 光

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,970,463
	1 町民税	927,620
	2 固定資産税	1,836,823
	3 都市計画税	99,020
	4 軽自動車税	27,000
	5 町たばこ税	80,000
2 地方譲与税		30,120
	1 自動車重量譲与税	21,000
	2 地方揮発油譲与税	7,500
	3 森林環境譲与税	1,620
3 利子割交付金		1,500
	1 利子割交付金	1,500
4 配当割交付金		14,000
	1 配当割交付金	14,000
5 株式等譲渡所得割交付金		21,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,000
6 法人事業税交付金		32,000
	1 法人事業税交付金	32,000
7 地方消費税交付金		320,000
	1 地方消費税交付金	320,000
8 環境性能割交付金		6,000
	1 環境性能割交付金	6,000
9 地方特例交付金		25,000
	1 地方特例交付金	25,000
10 地方交付税		660,000

(単位：千円)

款	項	金	額
	1 地方交付税		660,000
11 交通安全対策特別交付金			2,200
	1 交通安全対策特別交付金		2,200
12 分担金及び負担金			86,659
	1 負担金		86,659
13 使用料及び手数料			68,141
	1 使用料		56,479
	2 手数料		11,662
14 国庫支出金			801,041
	1 国庫負担金		591,485
	2 国庫補助金		205,460
	3 委託金		4,096
15 府支出金			456,958
	1 府負担金		280,783
	2 府補助金		132,270
	3 委託金		43,905
16 財産収入			18,996
	1 財産運用収入		18,994
	2 財産売払収入		2
17 寄附金			62,062
	1 寄附金		62,062
18 繰入金			18,028
	1 特別会計繰入金		3
	2 基金繰入金		18,025
19 繰越金			5,000
	1 繰越金		5,000
20 諸収入			111,729

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 延滞金・加算金及び過料	2,500
	2 町預金利子	13
	3 貸付金元利収入	20,240
	4 雑入	88,976
21 町債		463,900
	1 町債	463,900
歳 入	合 計	6,174,797

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		101,463
	1 議会費	101,463
2 総務費		765,189
	1 総務管理費	577,151
	2 徴税費	62,997
	3 戸籍住民基本台帳費	64,624
	4 選挙費	53,566
	5 統計調査費	358
	6 監査委員費	6,493
3 民生費		2,551,050
	1 社会福祉費	1,265,420
	2 児童福祉費	1,285,630
4 衛生費		527,645
	1 保健衛生費	271,821
	2 清掃費	255,824
5 労働費		21,953
	1 労働費	21,953
6 農林水産業費		25,864
	1 農業費	14,130
	2 林業費	11,734
7 商工費		31,788
	1 商工費	31,788
8 土木費		583,697
	1 土木管理費	142,510
	2 道路橋りょう費	267,088
	3 河川費	1
	4 都市計画費	174,098

(単位：千円)

款	項	金 額
9 消防費		369,026
	1 消防費	369,026
10 教育費		625,211
	1 教育総務費	153,682
	2 小学校費	151,072
	3 中学校費	57,342
	4 社会教育費	229,137
	5 保健体育費	33,978
11 災害復旧費		2
	1 災害復旧費	2
12 公債費		561,909
	1 公債費	561,909
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	6,174,797

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
機械警備委託事業 (ふるさとセンター・大山崎町保育所・第2保育所・第3保育所・清掃庁舎・JR山崎駅自転車等駐車場・長寿苑・保健センター・大山崎小学校・第二大山崎小学校・大山崎中学校・中央公民館・留守家庭児童会保育舎・文化財整理室・町体育館)	自 令和5年度 至 令和6年度	17,000千円
給与システム改修委託事業	自 令和4年度 至 令和5年度	1,000千円
京都府議会議員一般選挙に係るポスター掲示場設置等委託事業	自 令和4年度 至 令和5年度	500千円
役場庁舎空調更新工事	令和5年度	166,000千円
役場庁舎空調更新工事監理業務	令和5年度	4,500千円

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度乙訓土地開発公社が大山崎町に代わって用地取得 をするための事業資金の借入れに対する債務保証 令和4年度藤井畑公園土地購入事業	自 令和4年度 至 令和13年度	28,700千円 に利子を加算した額
排水ポンプ場運転管理等委託事業 (大山崎排水ポンプ場、下植野排水ポンプ場)	自 令和5年度 至 令和6年度	13,500千円
電気保安業務委託事業 (大山崎排水ポンプ場、下植野排水ポンプ場)	令和5年度	1,100千円
職員室・保健室空調機器借上事業 (大山崎小学校)	自 令和5年度 至 令和8年度	600千円
遠隔画像監視業務委託事業 (大山崎小学校、第二大山崎小学校、大山崎中学校)	自 令和5年度 至 令和6年度	1,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
庁舎設備整備事業	千円 38,900	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	政府資金又は民間資金等（証書借入又は証券発行）。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び民間資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。	政府資金についてはその融資条件、民間資金等の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
保育所施設等整備事業	14,400	〃	〃	〃	〃
雨水施設整備事業	5,100	〃	〃	〃	〃
町道整備事業	99,300	〃	〃	〃	〃
公園整備事業	3,600	〃	〃	〃	〃
桂川・小畑川水防倉庫更新事業	300	〃	〃	〃	〃
小学校施設等整備事業	2,300	〃	〃	〃	〃

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	300,000	〃	〃	〃	〃
計	463,900				